

STOP
滞納



町税の滞納処分を積極的に実施しています

町は、皆さんに納めていただいた税金で、安心・安全なまちづくりを行っています。町税は、皆さんの生活に欠かすことのできない公共サービスや、公共施設の維持管理などに充てる重要な財源です。納期限内の納税にご協力をお願いいたします。

問合せ 役場税務課納税係 ☎295-2112内線194・195

**滞納処分を
実施しています**

毛呂山町では、町税や国民健康保険税を滞納している人に、督促状や催告書の送付や電話催告を行い、納税をお願いしています。

しかし、納めることができないにもかかわらず納税に応じない場合には、納期限内に納めている人との公平性を確保するため、差押えなどの滞納処分を強化しています。

	近年の差押え 件数	公売および 換価
平成28年度	215件	41,314,127円
平成29年度	297件	42,646,913円
平成30年度	464件	63,172,954円
令和元年度	432件	53,334,574円
令和2年度	369件	48,641,694円

**不動産・預貯金の
差押えを実施しています**

町税や国民健康保険税には、それぞれ納期限が定めら

れています。納期限を1日過ぎれば滞納です。納期限までに納付せず完納の見込みがない場合は、不動産や預貯金の差押えを行っています。令和2年度は、不動産の差押えを12件、預貯金の差押えを24件実施しました。



**給与・年金も
差押えの対象です**

滞納者の勤務先を調査・訪問するなどして、給与の差押えを実施しています。なお、差押えの対象となるのは、支給される給与の全額ではなく、生活費などを除いた額と法律で定められています。令和2年度は、年金と給与の差押えを58件実施しました。

埼玉県と協力しています

毛呂山町では、埼玉県と協力して文書による催告や滞納処分、捜索などを行っています。

また、町県民税の滞納額が高額となった人については、埼玉県が直接、調査や滞納処分を行うこともあります。

納税相談のご案内

納めるべき額が、2年分、3年分、と累積してしまうと、一度に解消することがたいへん困難になってきます。早期にご相談ください。

**10月から12月は、
滞納整理強化期間です**

県税・市町村税は、教育、福祉、医療など様々な分野のサービスや環境をより良くするための大切な「源」となっています。

埼玉県では、皆さんの生活を向上させるため、税收確保に全力で取り組んでいます。

税金の滞納は期限内に納税している人との公平を欠くものです。滞納整理強化期間に県と県内全市町村が協力し、滞納整理を集中的に行います。

町の無料相談

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため変更・中止となる可能性があります。

相談種類	日にち	時間	相談場所	申込み・問合せ	
法律相談	弁護士	10/12(火)、10/25(月) 11/9(火)、11/22(月)	13:30~16:00	役場会議室	役場総務課 ☎④313 (要予約)
	行政書士	10/20(水)、11/17(水)	10:00~15:00	役場会議室	役場総務課 ☎④313
人権・行政相談	10/14(木)、11/11(木)	13:30~16:00	役場会議室	役場総務課 ☎④313	
成人健康相談	11/2(火)	10:00~11:30	保健センター	保健センター ☎294-5511	
	10/8(金)	10:00~11:30	役場1階町民ホール		
電話健康相談	平日	9:00~17:00	保健センター ☎294-5511		
育児ほっと相談室	10/20(水)、11/30(火)	10:00~11:00	児童館内子育て支援室	保健センター ☎294-5511	
もの忘れ相談会	毎月第3木曜日	10:00~12:00	中央公民館	地域包括支援センター ☎295-2112④126	
子育て相談 なんでも話してみよう	10/15(金)、11/12(金)	10:00~11:00	役場相談室	子育て支援センター ☎294-4820 (要予約)	
	10/1(金)、11/26(金)		子育て支援センター		
教育相談	平日	10:00~16:30	教育センター ☎295-2525	(電話相談可)	
心配ごと相談	毎月第2・4水曜日	10:00~12:00	社会福祉協議会 (ウィズもろやま内) ☎295-3111		
消費生活相談	毎週月・火曜日	10:00~15:00	役場相談室	役場産業振興課 ☎④214	
生活困窮者自立相談 ※生活保護受給者以外	平日	8:30~17:00	アスポート相談支援センター埼玉西部毛呂山出張所 (ウィズもろやま内) ☎080-2274-1445		

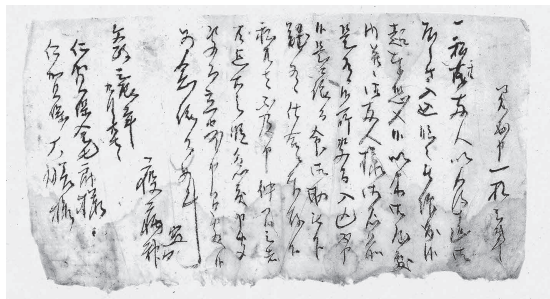
歴史散歩

第328回

擬人化された疫病 古文書に登場する疫病神

感染拡大を続ける新型コロナウイルス感染症をはじめとした病気に対し、現在を生きる私たちは、医学的な治療やワクチン接種による予防対策を取ることにより、病気と闘うことができず。しかし、医療技術が未発達であった近世以前は、病気に対し明確な治療を行うことは大変困難なことでした。そのため、近世以前の人々は、目に見えない病気を「疫病神(「えきびょうしん」と読むこともあり「えきびょうしん」というキャラクターに擬人化し、退治すべき対象に仕立てていきました。大谷木地区には、疫病神を懲らしめた江戸の英傑にまつわる古文書が伝わっています。

文政三年(1820)、旗本の仁賀保金七郎は自分の屋敷に入り込む不審な二人組を懲らしめますが、この二人組はなんと病気を広める疫病神でした。金七郎の勢いに震え上がった疫病神たちは、金七郎とその父親の大膳に宛てて仁賀保家の屋敷には仲間の疫病神共々入り込まないことを誓う下の写真のような証文を提出しました。



この疫病神から差し出された証文は通称「疫病神の詫び証文」と呼ばれ、人が病気の神を懲らしめる痛快さから、書き写して玄關などに貼ると、疫病除けの「まじない」になると流布されたため、江戸を中心に数多くの「写し」が作られました。「写し」は、関東地方だけでも数十枚確認されており、大谷木地区に伝わる一枚も疫病除けを願い、書き写されたものと考えられます。

近世以前、目に見えない病気の流行は、まさに天災の一つと考えられていました。しかし、人々は病気を擬人化して「認識」することで、病気を恐れるばかりでなく、克服していこうとした意気込みが地域に伝わる「疫病神」の古文書から伺えます。

※「疫病神の詫び証文」は、10月16日(土)から歴史民俗資料館で開催する後期企画展「病と毛呂山の人々」で展示しています。

証文一通差し出します
一 私ども(疫病神)二人は心得違いから、お屋敷に入り込まれたことに恐れ入り、かたじけなく存じます。

今後、お屋敷内やご両人(仁賀保金七郎・大膳)の名前がある所には決して入り込まないよういたします。このたびは、命を助けていただきましたこと、有難き仕合わせに存じます。

私どもはもちろんのこと、仲間の疫病神たちにも急ぎ知らせ、立ち寄りせないことをお約束いたします。念のため、この通りお約束の証文を差し出します。

大谷木地区に伝わる「疫病神の詫び証文」